

魚津市 居住誘導区域 住宅団地造成支援補助金

居住誘導区域内で住宅団地を造成する事業者へ補助金を交付します

※「居住誘導区域」は裏面をご覧ください

住居用区画面積

※3区画以上の団地造成が対象

×

4,000円/m²



=

上限 1,000万円

(住居用区画面積2,500m²相当)

住宅取得に関する支援制度について

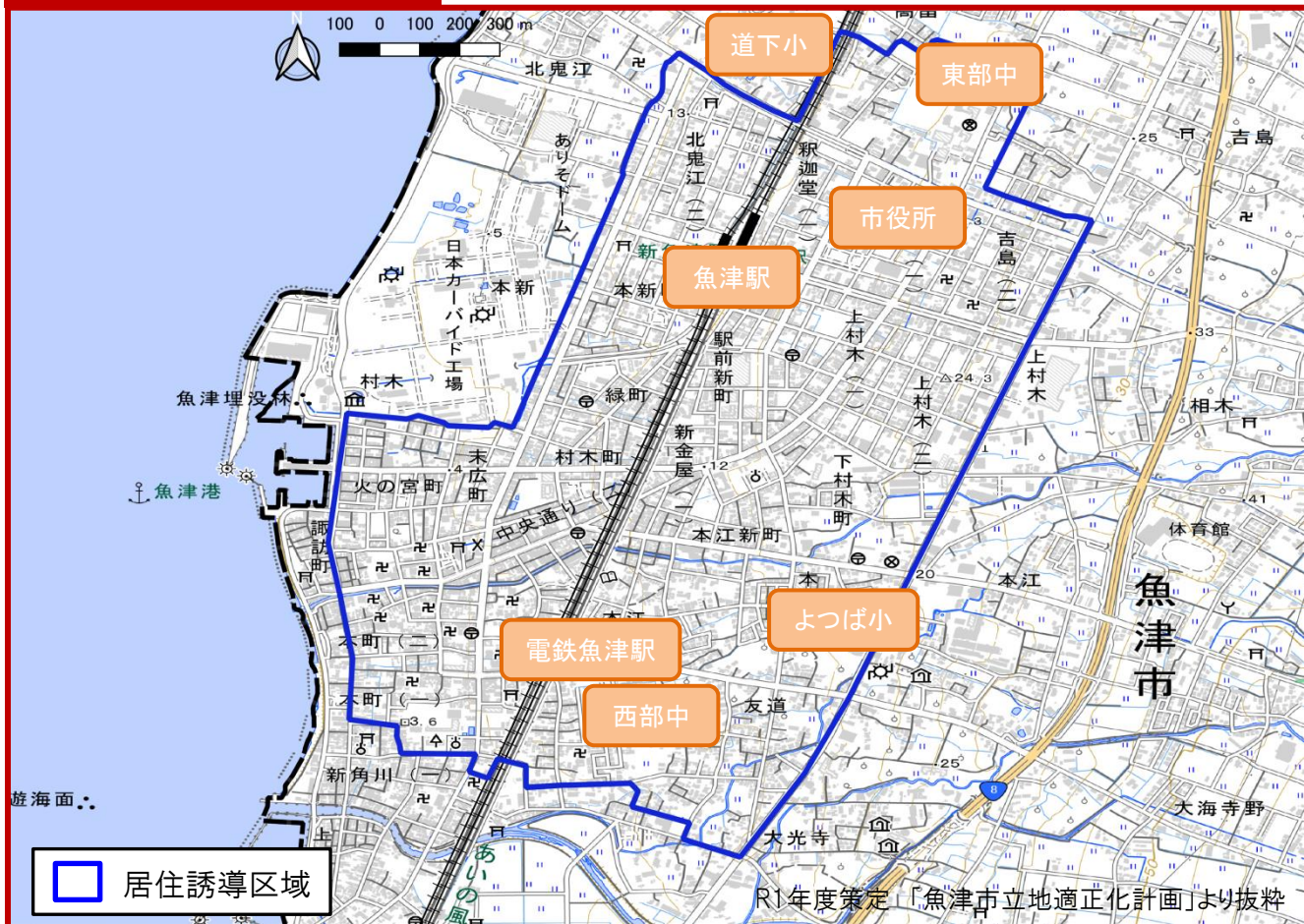
【居住誘導区域住宅取得支援補助金】

転入者または居住誘導区域外の市内居住者が居住誘導区域内に住宅を取得した場合、転入者は上限100万円、居住誘導区域外の市内居住者は上限50万円を補助

【子育て新婚世帯住宅取得支援制度補助金】

新婚(婚姻後2年以内)または子育て(中学三年生以下)世帯が、市内に100万円以上の住宅を取得した場合、住宅1棟当たり50万円を補助

居住誘導区域について



申請から補助金受領までの流れ

事前協議

- 造成を計画している段階で、事前に協議をお願いします。
- 協議資料：住宅団地造成に係る設計図書、分譲予定価格の計算書

着工前

- 計画認定申請書(様式第1号)を提出してください(着工前30日前までに提出してください。これ以降の申請は受け付けられません)
- 添付書類：事業計画書(様式第2号)、住宅団地造成に係る設計図書、分譲予定価格の計算書、排水対策に関する書類、関連する町内会の同意書(意見書)(排水の同意書)、土地及び建物の全部事項証明書、その他市長が必要と認めるもの

計画認定

- 内容を審査し、事業計画を認定した場合、事業計画認定通知書を送付します

着工

- 工事着手、造成

完成

- 補助金交付申請書兼実績報告書(様式第6号)を提出してください(完成の日から1カ月以内に提出してください)
- 添付書類：事業実績書(様式第7号)、住宅団地造成に係る設計図書(竣工図)、工事写真(着工前、完成、施工状況)、その他市長が必要と認めるもの

交付決定

- 内容を審査し、補助金の交付を決定した場合、交付決定及び額の確定通知を送付します

請求

- 額の確定通知に基づいて、補助金請求書(様式第9号)を提出してください

振込み

- 請求書に基づいて、補助金を指定口座に振り込みます

(黒字：申請者 白字：市 が行う行為です)

詳しくは、魚津市HPまで

申請・お問合せ先

魚津市 産業建設部 都市計画課 (市役所3階)

〒937-8555 魚津市釈迦堂一丁目10番1号 Tel 0765-23-1026